3　入札方法

仕様書に基づき算出した総価（円）をもって行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

4　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び交付期間等

⑴　場所及び問い合わせ先

〒212―0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66番地２　興和川崎西口ビル11階　国立研究開発法人森林研究・整備機構　森林整備センター　森林管理部財務課　荻野・遠藤　電話044―543―2506　ファクシミリ044―533―7409　E-mailアドレスkeiyaku@green.go.jp

⑵　交付期間　本公告の日から令和８年３月４日午後５時

⑶　交付方法　手交のほか、郵送又はE-mailによる交付が可能。郵送により入札説明書の交付を希望の場合は、名刺及び宛名明記の返信用封筒（角２封筒）を同封し、返信用切手320円分を貼付して交付場所宛に請求すること。

E-mailにより入札説明書の交付を希望する場合は、必ず公告日、件名、社名、住所、電話番号、E-mailアドレス、代表者名、担当者名を明記の上、上記E-mailアドレスへ送信すること。当方より添付ファイル（PDF形式）により交付する。

5　証明書等の提出

⑴　提出期限　令和８年３月10日午後５時

⑵　提出場所　上記４⑴に同じ

⑶　提出書類　資格審査結果通知書（全省庁統一資格）写し、証明書（詳細は入札説明書）

6　入札、開札の日時及び場所

⑴　日時　令和８年３月16日午前10時30分　郵送による入札の期限は、令和８年３月13日午後５時

⑵　場所　神奈川県川崎市幸区堀川町66番地２　興和川崎西口ビル11階　国立研究開発法人森林研究・整備機構　森林整備センター会議室

7　その他

⑴　入札書及び契約手続に用いる言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札の無効　国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター入札心得による。

⑷　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

⑸　手続きにおける交渉の有無　無

⑹　契約情報の公表　「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）に基づき、当機構と一定の関係を有する法人等と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表する。なお、本件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意したものとみなす。

⑺　国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター入札心得を熟知すること。
URL（https://www.green.go.jp/keiyaku/kitei/pdf/keiyakukitei_19.pdf?200701）

⑻　その他、詳細は入札説明書による。なお、入札を希望する者は、必ず入札説明書の交付を受けること。

8　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tomohide Toyama, Director General, Forest Management Center, National Research and Development Corporation Forest Research and Management Organization

⑵　Classifications of the services to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Operation and maintenance for the forest GIS system for Forest Management Center, Forest Research and Management Organization 1 set

⑷　Fulfillment period : From 1 April, 2026 to 31 March, 2031

⑸　Fulfillment place : Described in the tender document

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　Not come under Article 7 and 8 of the Cabinet Order concerning the Contract for Forest Research and Management Organization

②　Have Grade A or B in “offer of services etc” in terms of the qualification for participating in tenders by every ministry and agency in the fiscal years 2025, 2026 and 2027.

③　Not being suspended from transactions by the request of the officials in charge of contract.

⑺　Time-limit for submission of certificate : 17 : 00　10 March 2026

⑻　Time-limit for tender : 10 : 30　16 March 2026

⑼　Contact point for the notice : Ogino and Endo Procurement Section, Financial Department, Forest Administrative Division, Forest Management Center, Forest Research and Management Organization, Kouwa Kawasaki Nishiguchi Building 11F, 66―2 Horikawa-cho Saiwai-ku Kawasaki-shi, Kanagawa-ken 212―0013 Japan, TEL 044―543―2506

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年１月14日

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構

本部管理本部観音台第１管理部

管理部長　松井　利彦

◎調達機関番号　818　◎所在地番号　24

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構安濃野菜研究拠点で使用する電気　予定契約電力：397kW　年間予定使用量：1,768,000kWh

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　需要期間　令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

⑸　需要場所　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構安濃野菜研究拠点（三重県津市）

⑹　入札方法　入札金額は各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、複数設定可能だが同一月においては単価の変動はないものとする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、当拠点が提示する契約電力及び年間予定使用電力量の総価（燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。）を入札金額とする。なお、落札決定後、入札書に記載された総価の算出基礎となる単価をもって契約金額とする。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　契約事務実施規則（以下「実施規則」という。）第８条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。

⑵　実施規則第９条の規定に該当しない者であること。